各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 専務理事 伊藤淳

東日本大震災八周年追悼式の当日における弔意表明について

標記について、国土交通省より、東日本大震災八周年に係る追悼式当日(3月11日)の 午後2時46分に黙祷を捧げるよう協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご協力をお願いいたしますとともに、貴会会員に対 しましても、周知方併せてよろしくお願いいたします。

以上

国官総第281号 平成31年2月21日

本省局長等 殿 地方局長等 殿

大臣官房長(公印省略)

東日本大震災八周年追悼式の当日における弔意表明について

標記について、別添のとおり内閣官房長官より通知がありましたので、その趣旨の 徹底を図り、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。

また、本式典中の一定時刻(午後2時46分)に黙とうを捧げるように、貴所属職員 及び関係機関・団体等に対し周知願います。

なお、弔旗掲揚に際しては、別添通知の記載事項に留意の上、対応願います。





府総第 9 9 号 平成 3 1 年 2 月 19 日

国土交通大臣 石 井 啓 一 殿



東日本大震災八周年追悼式の当日における弔意表明について (依命通知)

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴府省(庁)においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴府省(庁)部内及び関係者(独立行政法人、特殊法人等を所管する省(庁)におかれては、当該独立行政法人等を含む)への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴府省(庁)部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻(午後2時46分)に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

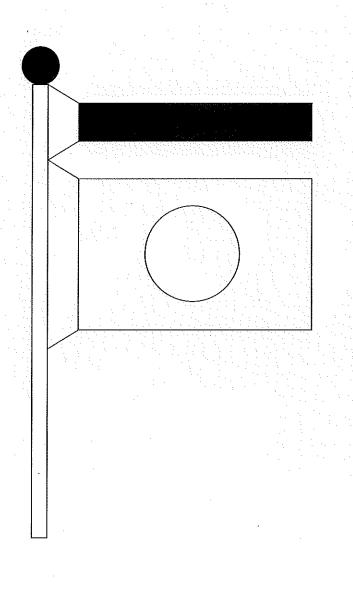
弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」(大正元年7月30日閣令第1号) に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗 として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

東日本大震災八周年追悼式の当日における弔意表明について

平成 31 年 2 月 19 日 閣 議 了 解

東日本大震災八周年追悼式の当日(3月11日)には、哀悼の意を 表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、 会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望す ること。
- 2 国民各位に対して、本追悼式中の一定時刻(午後2時46分)に 黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。



Ł 大 且 喪 旗 中 竿 國 大 7 喪 旗 中 上 ヲ 掲 部 = 揚 或 黑 旗 ス 布 ル 掲 ヲ 卜 揚 + 附 方 ハ閣大 ス 竿 正件 球 令元 シ 其 年 黑 第七 圖 布 月 ラ 一三 式 + 左 以 号目 テ 之 如

ヲ

シ